

部活動に係る活動方針

1 活動の方針

- (1) 部活動は、共通の興味・関心を持つ生徒が集い、自発的・自主的に活動することにより、互いに切磋琢磨し、仲間との連帯感や豊かな感性、創造性や社会性を育むことを目指す活動である。
- (2) 運動や文化芸術に親しめる部を設置し、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりとしての取組を推進するとともに地域の関係団体との連携を図り、保護者の理解と協力のもとに地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境の整備を推進する。
- (3) 部の適切な運営と活動のための体制を整備し、活動のねらいを達成するために生徒の心身の健康と安全に配慮した合理的・効果的な活動を推進する。
- (4) 自校の単独チーム編成によって競技大会への参加要件を満たすことができなかった場合には、他校との合同チームによる参加が可能となる取組を推進する
- (5) 教員数と生徒数の推移をもとに部活動の廃止等の必要な措置を関係者と連携を図り決定する。
- (6) 所属を希望する特定の競技・活動部がない場合には、校外団体の活動参加について配慮する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 授業日の活動は16:35までとする。片付け・ミーティング後の完全下校は16:45とする。部活動を補完する活動（育成会活動・スポーツ少年団活動）が行われる場合においても活動の総時間を2時間以内とする。
- (2) 中体連並びに中文連（吹奏楽連盟を含む）主催の大会（中総体、新人大会、吹奏楽コンクール等）の1カ月前から活動延長期間を設けることができる。延長活動時間は17:50までとし、片付け・ミーティング後の完全下校は18:00とする。
- (3) 毎週月曜日は、部活動休養日とする。
- (4) 週休日は、原則として土日のどちらか1日を部活動休養日とする。
- (5) 週休日に大会等が行われ、部活動休養日を設定できなかった場合は、翌週の平日を部活動休養日とし休養のための調整を行う。
- (6) 週休日や祝日の部活動時間は概ね3時間以内とする。練習試合や大会参加等の場合はこの限りではない。ただし、負担軽減を考慮し、翌週平日に部活動休養日を設ける等の調整を行う。
- (7) 長期休業時の部活動は、(6)に順じ、別に計画を立てる。
- (8) 特別に設置する部は年間の活動を見通し、休養期間を踏まえ活動調整を行う。

3 活動のきまり

- (1) 活動開始時刻までに、すみやかに活動場所に移動し、活動を開始する。
- (2) 無断欠席をしない。欠席の場合には必ず、顧問と部長又はキャプテンに報告する。
- (3) 活動場所の清掃・整理整頓と、用具の整備と管理などをきちんと行い、活動終了後はすみやかに下校する。
- (4) 部活動のルールやきまりは生徒会規約や取組に沿うものとする。詳細については各部の特性に合わせて決めることとする。部活動を補完する活動もこれに準ずる。

4 その他

- (1) 外部指導者に委嘱状を交付するとともに、部活動顧問（部活動指導員）・育成会代表者（外部指導者）を対象に部活動方針とガイドラインの説明会を毎年6月中旬頃を実施し、部活動への理解と適切な運営への協力を得る。
- (2) 部活動育成会を組織し、顧問と保護者、外部指導者が良好な関係のもとに部活動の運営が図られるよう努める。
- (3) 生徒会との連携を深め、生徒会の自治活動の実践の場としてとらえ、部長会の自主的運営と自主的管理で運営できるように指導する。